

川越市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要について

令和6年10月
福祉部生活福祉課

1 趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「救護施設等基準」という。）の一部改正に鑑み、川越市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（以下「施行規則」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 内容

(1) 救護施設等基準の改正概要

- ・救護施設は、入居者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととするものです。
- ・更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととするものです。

(2) 施行規則の一部改正の検討について

今回改正が行われた上記基準は「参酌すべき基準」であることから、本市独自基準の設定が必要であるか検討した結果、国の基準と異なる内容とすべき特段の事情や地域性は認められないことから、救護施設等基準に定める基準のとおりとしようとするものです。

なお、令和6年10月1日時点で、本市に救護施設及び更生施設はありません。

3 施行期日

規則の公布の日とする予定です。